

平成 24 年 10 月 1 日

建設工事業者 各位

契約検査課

### 技術者の雇用要件について（お知らせ）

この度、青森県土木工事共通仕様書及び青森県土木工事共通特記仕様書が改定されたことに伴い、八戸市発注工事のうち、青森県土木工事共通仕様書及び青森県土木工事共通特記仕様書を準拠する工事については、配置技術者の雇用要件が下記のとおりとなりますのでお知らせします。

#### 〔技術者の雇用要件〕

一般競争入札にあつては入札参加資格申請を行う日、指名競争入札にあつては入札執行の日、随意契約にあつては見積書の提出があつた日以前に所属建設業者と 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

この取扱いは、平成 24 年 10 月 1 日以降に公告、指名通知、又は見積指名通知を行う工事から適用されます。

なお、青森県土木工事共通仕様書及び青森県土木工事共通特記仕様書を準拠する工事は、工事の特記仕様書等にその旨の記載がありますので、配付される図書をその都度ご確認ください。

※契約書類を提出する際に添付する資料（資格者証の写し、常勤雇用を確認できるもの）に変更はありません。

問合せ先：財政部契約検査課 工事契約グループ

電話 0178-43-2111（内線 251、172）